

学習コンテンツ 利用の手引き

コンテンツタイトル 知的財産権

対象 高校生

学習のねらい 知的財産権の歴史、内容、必要性を理解する

学校で指導する際の学習展開例

	生徒の学習活動とスライド等の番号	指導上の留意点
導 入	○スライド1～3 学習内容の全体像を把握する	・事前に、知識や意識に関するアンケートを実施し、身近な問題であるという意識を持たせるよう配慮する。
展 開	○ スライド4～6 産業財産権の概要 ○ スライド7～12 日本における特許法の歴史	・著作権との相違点を明確にする ・特許に関する法律以前の権利の守り方について説明することで、権利を守る視点が江戸時代にも存在したことを明確にする ・日本における特許権や実用新案権の必要性について強調する
	○スライド13～22 産業財産権が社会に与えた影響	・1つの発明が、その地域や企業を長きに渡って発展させること、知的創造サイクルの大切さを意識させる
	○スライド23～30 著作権の概要 ○スライド31～38 著作権クイズ	・誰もが持つ権利であることを明確にする ・「〇〇してはダメ」に終始するのではなく、無断で行なうことに問題があることを、理解させる。 ・著作権に含まれるさまざまな権利の必要性について、考えさせながら説明する。 ・さまざまな行為が、どのような権利の侵害になるのかを考えさせながら説明する。 ・条文を通して、各権利の内容を明確にする
ま と め	・学習したことを、今後の自分にどのように生かしていくかについて考える。	・学習で感じたことを数名の生徒に発表させ、共通認識をもたせる。

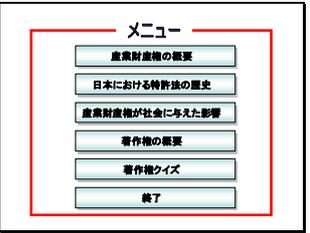
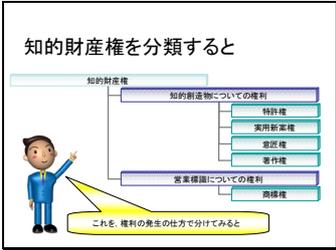
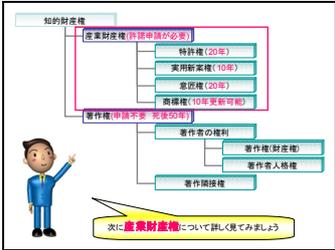
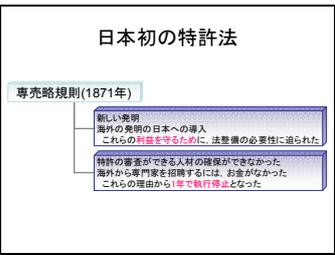
コンテンツに必要な環境

掲示用パソコン、Power Point、プロジェクタ、スクリーン学習コンテンツの解説

学習コンテンツの解説

著作権の授業は、「〇〇はダメ」のように、べからず集的な授業になることが多い。そのような授業では、生徒には「著作権は難しい」「煩わしい」という思いばかりが募り、権利を守ろうとする意識は育たないのではないかと考える。そこで、著作権は知的財産権の一つであることを踏まえ、知的財産権を保護することの必要性を強調する中で、著作権を守ることの必要性を、意識させたい。その際、独立行政法人工業所有権情報・研修館発行「特許から見た産業発展史」を用いて、産業財産権について学習しておくとい。

また、プレゼンテーションファイルは、「産業財産権の概要」「日本における特許法の歴史」「産業財産権が社会に与えた影響」「著作権の概要」「著作権クイズ」に分かれているので、授業展開に合わせて、必要に応じて、部分的に使用するとよい。

<p>スライド1</p>  <p>知的財産権</p> <p>タイトル</p>	<p>スライド2</p>  <p>特許、著作権……といった言葉を聞いたことはあると思いますが、それはいったいどんな意味を持つのでしょうか。また、なぜ注目されているのでしょうか。一緒に考えてみましょう。</p> <p>学習内容の紹介</p>	<p>スライド3</p>  <p>メニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業財産権の概要 日本における特許法の歴史 産業財産権が社会に与えた影響 著作権の概要 著作権クイズ 終了 <p>メニュー画面</p>										
<p>スライド4</p>  <p>知的財産権を分類すると</p> <p>知的財産権</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的創造物についての権利 <ul style="list-style-type: none"> 特許権 実用新案権 意匠権 著作権 営業標識についての権利 <ul style="list-style-type: none"> 商標権 <p>これを、権利の発生の方で分けると</p> <p>知的財産権の分類</p>	<p>スライド5</p>  <p>知的財産権</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業財産権(特許申請が必要) <ul style="list-style-type: none"> 特許権(20年) 実用新案権(10年) 意匠権(20年) 商標権(10年更新可能) 著作権(申請不要: 発案50年) <ul style="list-style-type: none"> 著作権者の権利 <ul style="list-style-type: none"> 著作権(財産権) 著作人格権 著作権隣接権 <p>次に「産業財産権」について詳しく見てみましょう</p> <p>知的財産権における、産業財産権の位置づけの確認</p>	<p>スライド6</p>  <p>産業財産権</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許権</td> <td>技術的に高度で、産業上有用な発明に対する権利</td> </tr> <tr> <td>実用新案権</td> <td>物品の形状・構造・組合せに関する考案(小発明)に対する権利</td> </tr> <tr> <td>意匠権</td> <td>物品の形状・模様・色彩など、ものの外観としてのデザインに関する権利</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>表品やサービスの際使用する文字・図形・記号などに関する権利</td> </tr> </tbody> </table> <p>産業財産権の概要</p> <p>スライドをクリックすると、スライド3へジャンプ</p>	名称	内容	特許権	技術的に高度で、産業上有用な発明に対する権利	実用新案権	物品の形状・構造・組合せに関する考案(小発明)に対する権利	意匠権	物品の形状・模様・色彩など、ものの外観としてのデザインに関する権利	商標権	表品やサービスの際使用する文字・図形・記号などに関する権利
名称	内容											
特許権	技術的に高度で、産業上有用な発明に対する権利											
実用新案権	物品の形状・構造・組合せに関する考案(小発明)に対する権利											
意匠権	物品の形状・模様・色彩など、ものの外観としてのデザインに関する権利											
商標権	表品やサービスの際使用する文字・図形・記号などに関する権利											
<p>スライド7</p>  <p>現在では、整備されている産業財産権ですが、日本ではどのように整備がされてきたのか、その歴史を見てみましょう。</p> <p>産業財産権確立の歴史への導入</p>	<p>スライド8</p>  <p>特許を知る前の日本</p> <ul style="list-style-type: none"> 株仲間: 幕府の許可を得て結成した同業者組合。専売特許を持ち、株を持たなければ、技術や商品を盗むことができなかった。 藩の保護: 赤穂藩は、製塩技術を藩内に留め置くことで、技術を保護した。 同業組合の結成: 野田醤油は、高品質な醤油生産のための技術と、ブランドイメージを保持するために、組合を結成。 <p>江戸時代における、権利を守るしくみの説明</p>	<p>スライド9</p>  <p>日本初の特許法</p> <p>専売特許規則(1871年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい発明: 海外の発明の日本への導入。これらの利益を守るために、法整備の必要性に迫られた。 特許の審査ができる人材の確保ができなかった。海外から専門家を招聘するには、お金がなかった。これらの理由から1年で執行停止となった。 <p>日本における特許法の必要性</p>										

スライド 10

知的財産権に関する法律がなかったための弊害

複製品が大量に輸入されていた
 外国に負けない体を作るため、**カラ給精糖**を発明
 第1回内閣勲章授賞会で**風紋和襪**特許
 人々の注目を集め、多くの**模倣品**が出回る
銭形にあえぎ、一生を終える

ヘボン博士
 7歳から独学し、日本語の本格的和英・英和辞典
 『和英語林集成』(長完成)第1)
 辞典のコピーが大量に出回る

偽ブランドや模倣品など、**種々な商品**が数多く出回る
 多くの分野で、商品の**品質**や**技術**の管理ができなくなるとしては
 技術水準が低い中模倣したため、製造者の**技術**が向上しなかった
 露工業のモラルが低下した
 模倣品や模倣品による品質低下のため、**重要輸出産業品の価格**が暴落した

知的財産権がなかったことによる弊害の紹介

スライド 11

法律の整備
 不平等条約改正のためにも法整備が必要

日本初の特許法 1474年 ベネチア共和国 発明者条例

商標権 1884年 商標条例

特許権 1885年 専売特許条例

意匠権 1887年 意匠条例

パリ条約(工業所有権の保護に関する条約)加盟 1899年

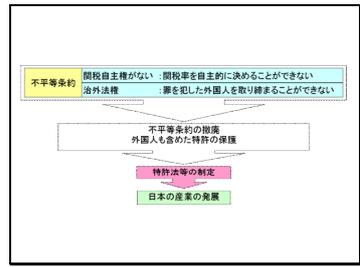
実用新案権 1905年 実用新案法

著作権 1905年 著作権法

ベルス条約(文学的および美術的著作物に関する条約)加盟 1905年

法整備の歴史

スライド 12



法整備の必要性のまとめ
 スライドをクリックすると、スライド3へジャンプ

スライド 13

このように整備された産業財産権の結果、産業や社会はどのように発展したのでしょうか。

産業財産権が社会に与えた影響の導入

スライド 14

産業財産権保護による発展(高林謙三)

高林謙三(1831~1901)が製茶再煤器械を開発

埼玉県狭山・静岡で技術導入

現在、狭山・静岡はお茶の名産地

高林謙三による、製茶再煤器械の発明

スライド 15

産業財産権保護による発展(早川徳次)

1915年 シャープペンシルを開発

1920年 実用新案取得

1926年 アメリカで特許取得

現在は シャープ(株)として発展

早川徳治による、シャープペンシルの発明

スライド 16

産業財産権保護による発展(松下幸之助)

二股ソケット 実用新案取得

現在は、松下電器産業(株)として発展

発明・考案で得た利潤で、新たな発明・考案を行い発展させた

松下幸之助による、二股ソケットの発明

スライド 17

産業財産権保護による発展(高峰譲吉)

1894年 タカジアスターゼ(消化剤)を製造・特許取得

アドレナリンの純粋分離成功・特許取得

1913年 「国民科学研究所」設立を提唱

高峰譲吉による、タカジアスターゼの特許取得

スライド 18

産業財産権保護による発展(理化学研究所)

1917年 日本独自の発明・発見や技術開発を行うために設立

アドソール(空気乾燥剤)・ビタミンB・ネオン殺生剤・コンダム砂布・偏光感光紙・合成酒・ピストリング等の発明・製品化

1936年 設立19年で63社、121工場に拡大

理化学研究所における発展の概要

スライド 19

産業財産権保護による発展(ナイロン)

1935年 デュポン社(米)がナイロンを開発

1951年 東洋レーヨンが、ナイロンの特許実施権取得ライセンス料 売上300万ドル+売上高の3%

3~4年で、ライセンス料の回収

デュポン社によるナイロンの発明

スライド 20

産業財産権保護による発展(トランジスタ)

1948年 ベル研究所(米)がトランジスタを開発

1952年 東京通信工業が、特許実施権取得

トランジスタラジオの開発

江崎玲於奈が、エサキダイオードを開発

江崎玲於奈が、トンネル効果理論でノーベル賞受賞

ベル研究所によるトランジスタの発明

スライド 21

産業財産権保護による発展(即席麺)

1958年 安藤百福がチキンラーメンを開発

製造法に関する特許を取得

技術契約をした企業に対して特許の実施を認める

より多くの企業が参画し、切磋琢磨することで、製品の品質向上、市場拡大、日本の産業育成をめざす

カップヌードルの発明

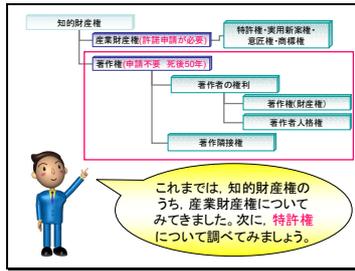
安藤百福によるチキンラーメンの開発

スライド 22



産業財産権が社会に与えた影響のエンディング
スライドをクリックすると、スライド3へジャンプ

スライド 23



知的財産権における、特許権の位置づけの確認

スライド 24



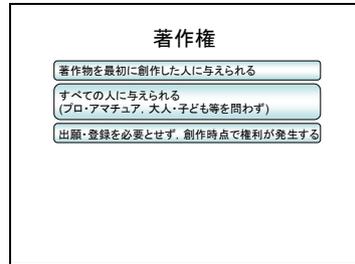
特許権の学習への導入

スライド 25

著作権(権利)		
著作 者 の 財 産 権	複製権	複製する権利
	上演・演奏・上映権	公衆に上演・演奏・上映する権利
	公衆送信権	送信などにより、公衆に送信する権利
	口述権	口述の著作物を口述する権利
著作 者 人 格 権	表示権	著作物の表示する権利
	譲渡権・貸与権	映画以外の著作物を譲渡・貸与する権利
著作 隣 接 権 (著作物の伝 達者の権利)	翻訳権・翻案権	翻訳・編曲・変形・つくりかえる権利
	公衆送信権	公衆による、テレビ放送する権利
	同一性保持権	内容等を、原に準じて変更されない権利
	録音権・録音権	実演家・レコード製作者が、録音・録音する権利
	送信可能化権	実演家・レコード製作者が、Webページ等で自動的に送信できる状態にしたり、貸与する権利
	貸与権	

著作権の内容の紹介

スライド 26



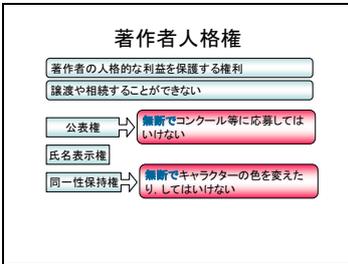
著作権の特徴の説明

スライド 27



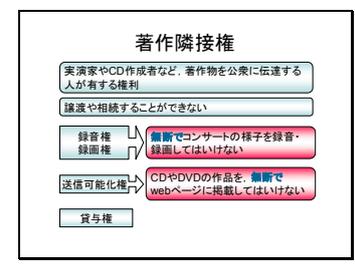
著作権(財産権)の説明

スライド 28



著作人格権の説明

スライド 29



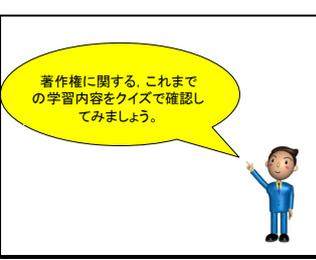
著作隣接権の説明

スライド 30



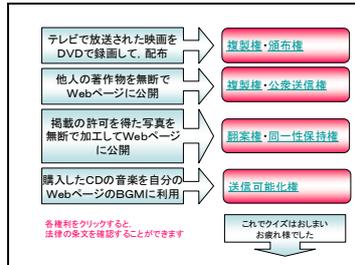
著作権の説明のエンディング
スライドをクリックすると、スライド3へジャンプ

スライド 31



著作権クイズへの導入

スライド 32



各行為が触れる権利についての確認
各権利をクリックすると、該当する条文を確認できます。
[これでクイズはおしまいお疲れ様でした]をクリックすると、スライド3へジャンプ

<p>スライド 33</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>複製権</p> <p>著作権法 第二十一条 著作権者は、その著作物を複製する権利を有する。</p> <p>第九十六条 レコード制作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。</p> </div> <p>複製権に関する条文</p>	<p>スライド 34</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>頒布権</p> <p>著作権法 第二十六条 著作権者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。</p> <p>2 著作権者は、映画の著作物において複製されているその著作物を該当映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。</p> </div> <p>頒布権に関する条文</p>	<p>スライド 35</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>公衆送信権</p> <p>著作権法 第二十三条 著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。</p> <p>2 著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。</p> </div> <p>公衆送信権に関する条文</p>
<p>スライド 36</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>翻案権</p> <p>著作権法 第二十七条 著作権者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。</p> </div> <p>翻案権に関する条文</p>	<p>スライド 37</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>同一性保持権</p> <p><small>著作権法 第二十八条 著作権者は、その著作物及びその臨写の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの複製が除その複製を受けたものとする。</small></p> <p>1 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する複製については、適用しない。</p> <p>一 第二十三条第一項各号四号において適用する場合を含む。、第二十三条の二第一項又は第三十七条第一項の規定により著作物を再行する場合における附随文は併録の複製その他の複製で、字句修正の目的を以て行われ、並びにその目的を以て行われ、複製物の複製、複製物の複製物に係る複製</p> <p>二 特定の電子計算機においては利用、種ないプログラムの著作権者並びに電子計算機において利用し得るようになるため、又はプログラムの著作権者を電子計算機においてより効果的に利用し得るようになるために行われる複製</p> <p>三 特定の電子計算機においては利用、種ないプログラムの著作権者並びに電子計算機において利用し得るようになるため、又はプログラムの著作権者を電子計算機においてより効果的に利用し得るようになるために行われる複製</p> <p>四 第二十一条の二 第三号の規定は、その複製の同一性を保持する権利を有し、自己の名譽または声望を害するその複製の複製、複製その他の複製を受けたものとする。</p> <p>五 前項の規定は、複製物の性質がその複製の目的及び当該複製に關しやむを得ない認められる複製又は公正な取引に關し認められる複製については、適用しない。</p> <p>同一性保持権に関する条文</p> </div>	<p>スライド 38</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>送信可能化権</p> <p>著作権法 第九十二条の二 表演者は、その表演を送信可能化する権利を専有する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる表演については、適用しない。</p> <p>一 第九十一条第一項に規定する権利を有するものの許諾を得て録音されている表演</p> <p>二 第九十一条第二項の表演で行動の録音物以外のものに録音され、又は録音されているもの</p> <p>第九十六条の二 レコード制作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する。</p> <p>第九十九条の二 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。</p> </div> <p>送信可能化権に関する条文</p>
<p>スライド 39</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>以上で、知的財産権についての授業は終わり。今後は、知的財産権を意識した行動を取ってくださることを願っています。</p>  </div> <p>プレゼンテーションのエンディング</p>	<p>スライド 40</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>参考文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ※1明治学院大学ボランティアセンター http://volunteer.meijigakuin.ac.jp/welcome/thejournal.html ・ 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 http://www2.acs.jp.or.jp/ ・ 『特許から見た産業発展史』 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 ・ 『最新情報C』 実教出版 ・ 『ケーススタディ 情報モラル』 第一学習社 </div> <p>参考文献の紹介</p>	